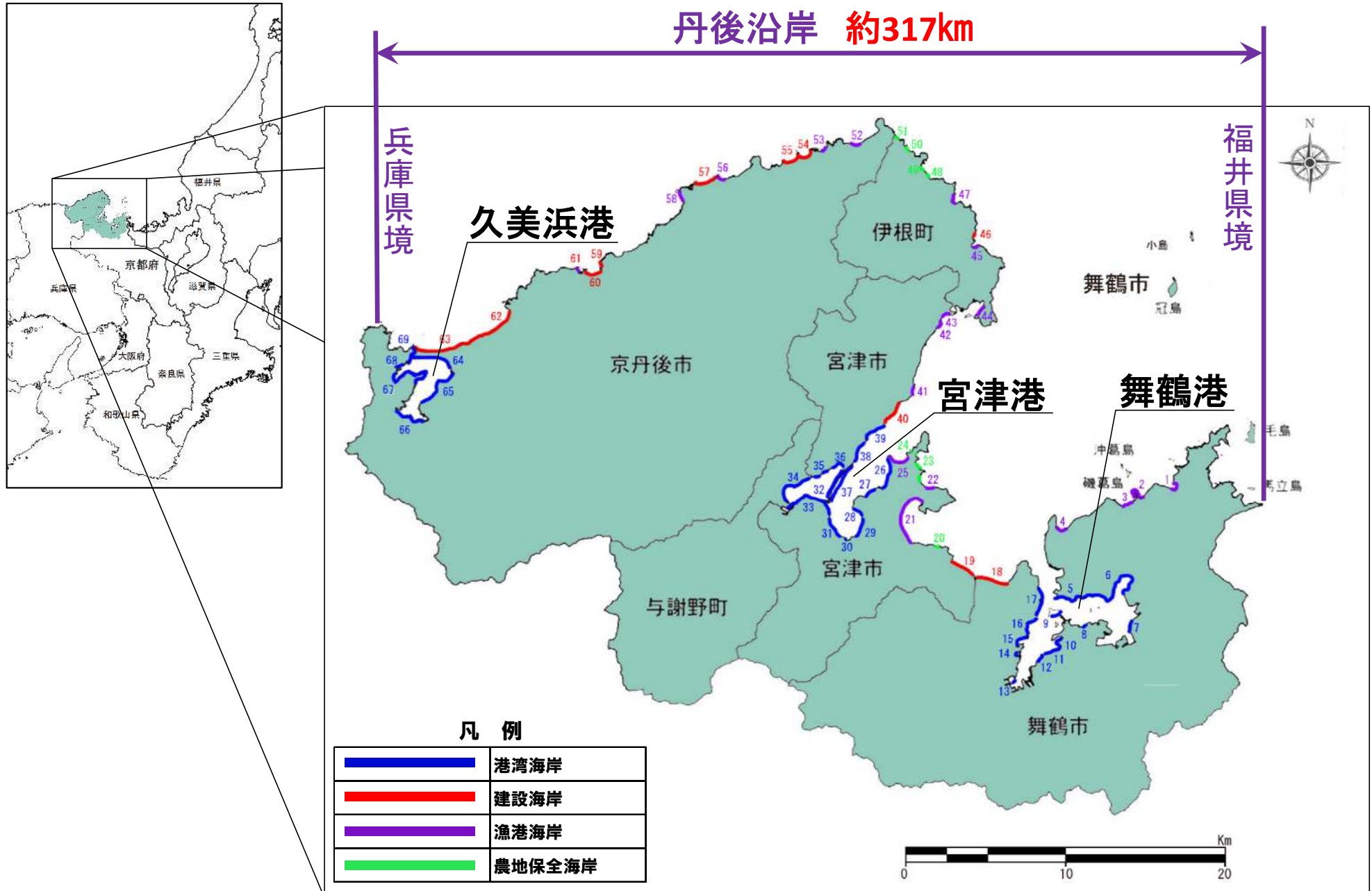


# 丹後沿岸海岸保全基本計画(変更)中間案の パブリックコメントの結果等について

令和8年4月17日

京都府



# 目次

---

1. **パブリックコメントの実施概要**
  2. **パブリックコメントの結果及び対応について**
  3. **関係機関事前協議の結果及び対応について**
  4. **海岸保全基本計画策定のスケジュール**
-

# 1. パブリックコメントの実施概要

## ■府民意見の募集

### ◇実施期間

令和8年3月10日～令和8年3月31日《約3週間》

### ◇周知方法: 京都府広報による公示

報道発表

京都府ホームページへの掲載

関係市町ホームページへの掲載

### ◇縦覧等

京都府建設交通部河川課、商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課、  
農林水産部農村振興課、農林水産部水産課、中丹東土木事務所、  
丹後土木事務所、水産事務所

〈関係市町〉

舞鶴市役所、宮津市役所、京丹後市役所、伊根町役場、与謝野町役場

### ◇パブリックコメントに係る資料配架(15箇所)

府政情報センター(京都府庁)

府政情報コーナー(各広域振興局総合庁舎、京都学・歴彩館)

行政情報資料コーナー(京都府府税事務所、京都府消費生活安全センター)

### ◇配架・縦覧の様子



(京都府庁)



(丹後土木事務所)

## ■関係機関との事前協議

### ◇協議先: 関係市町(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)

環境省近畿環境事務所

※ 京都府の環境部局(総合政策環境部)にも事前協議を実施

## 2. パブリックコメントの結果及び対応について①

### ■ 縦覧結果

◇ 府民意見：18件（3名）

＜参考＞ホームページ閲覧者数 585回

※ 今回のパブリックコメント専用ページにおける閲覧者数  
（3月10日～3月31日の集計値）

京都府

緊急情報  
閲覧支援  
情報を探す

Google カスタム検索 検索

京都府の広報

- 防災・防犯・安心・安全
- 暮らし・環境・人権
- 子育て・健康・福祉
- 産業・雇用
- インフラ
- 文化・スポーツ・教育

トップページ > インフラ > 公共事業・一般 > 京都府の河川 > 「丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）中間案」について府民の皆様の御意見を募集します。

入ポスト 更新日：2026年3月10日

「丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）中間案」について府民の皆様の御意見を募集します。

京都府では、「丹後沿岸海岸保全基本計画」を気候変動による海面水位の上昇等の影響を踏まえた計画への見直しを進めています。この度、学識経験者等で構成される検討委員会の意見を踏まえ、海岸保全基本計画の中間案を取りまとめました。つきましては、この海岸保全基本計画（変更）の中間案について府民の皆様の御意見を募集します。

縦覧及び意見書の受付

縦覧図書

丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）中間案（PDF：8.787KB）



京都府ホームページ[意見募集ページ]

### ■ 府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑥  | <p><b>本文P.25 海岸の利用状況（観光）</b></p> <p>舞鶴湾は、複雑に入り組んだリアス式海岸で夕日、雲海、雪景色など四季折々の風情があり、五老ヶ岳から見た景観は近畿百景一位に選ばれていることを追記してはどうか。</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>ご意見を踏まえ、五老ヶ岳から見た舞鶴湾の景観は近畿百景一位に選ばれている旨を計画本文に記載しました。</p> |

## 2. パブリックコメントの結果及び対応について②

### ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑨  | <p><b>本文P. 32 沿岸の災害</b></p> <p>舞鶴市では、令和7年8月にはT.P. +0.90mを超える高潮が数日発生しており、道路、家屋、京都を代表する基幹産業である水産業等にも浸水被害が発生していることについて追記してほしい。</p> <p>また、当時の浸水被害状況の写真を追加してほしい。</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>ご意見を踏まえ、令和7年8月の高潮により、浸水被害が発生した旨を計画本文に記載するとともに、被災当時の写真へと差し替えを行いました。</p>  |
| ⑩  | <p><b>本文P. 42 防護すべき地域等</b></p> <p>一部地域では、高潮により32世帯でトイレが逆流し、使用不能になった被害が発生したことを踏まえ、以下を追加してはどうか。</p> <p>本計画では、高潮・高波や津波、海岸侵食等により、海岸背後地の人命(健康)や財産(家屋・営業)、<b>ライフライン</b>、<b>環境(下水道)</b>等に浸水被害が及ぶと予想される地域を「防護すべき地域」とする。</p>                                | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご意見いただいた内容について、全て人命や財産等に含まれると考えております。</p> <p>また、これらを計画上で細分化した内容を記載した場合、記載された事項のみが対象であると誤認され、対象範囲が限定的に受け取られるおそれがあることから、現行の記載のとおりとしました。</p>                  |

### ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑬  | <p><b>本文P. 44～45 防護水準</b></p> <p>舞鶴湾の平均潮位は1980年以降約20cmも上昇していると言われている。また、一般的に、平均気温が2℃上昇すると海面が25cm上昇すると予測されており、地球温暖化に伴う氷床の融解などにより、直近の10年間（2013年から2022）の海面上昇率は、その前の10年間の2倍以上となっているとも言われている。</p> <p>加えて、IPCCの報告によると、今世紀末までに最大1m以上の海面が上昇する可能性も報告されている。</p> <p>このため、待ったなしの対策が必要と考える。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>高潮対策を効果的に推進するためには、海岸保全施設による防護だけでなく、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>一方、本計画では、気候変動に関する現時点の最新の知見を踏まえ、IPCCの2℃上昇シナリオをもとに、2100年時点を想定して堤防高を設定しており、また「気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて適宜見直しを図る」旨を明記しており、将来的な海面上昇の進行や新たな知見にも柔軟に対応することとしています。</p> <p>国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言によると、気候変動の影響は、社会全体の課題であるため、海岸管理者だけでなく、関係市町や関連する施設管理者、背後地の地域住民等との連携が不可欠であると明記されていることから、関係市町と連携しながら、減災に向けた取り組みを実施していきます。</p> |

### ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑭  | <p><b>本文P.45 防護水準</b></p> <p>A-2 舞鶴湾ゾーンの計画高潮位はT. P. +1.50mと示されているが、舞鶴の高潮対策として市街地の道路嵩上げはT. P. +0.80mを基準値に整備されている。このことから高潮・高波に対する市民への理解を得るためのあらゆる角度からの努力と、今後のハード・ソフトの施策を年次毎に市民に早急に示すことが必要不可欠と考える。</p> <p>特に、ハード整備など長期間必要な事業などを考えると待ったなしの状況にあると考える。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、今後の海岸整備にあたっては、気候変動による高潮・高波等に対する浸水リスクを地域に理解していただき、海岸保全施設による防護に加え、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>今後は関係市町と連携し、関係住民に理解を得られるよう、周知に努めていくとともに、施策展開に関する地元住民への情報提供手法についても、検討していきます。</p> |

### ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑱  | <p><b>個別地区海岸における具体的なご要望</b></p> <p>京都府舞鶴市字三浜地区(竜宮浜漁港三浜地区)に設置して頂いている離岸堤は1号から5号まであり、5号は2度の災害によりブロックを増やして災害復旧をして頂いた。</p> <p>4号も2度の災害を受けながら現状維持で他の機会に合わせて強化をすると市から話を頂いていた。</p> <p>その後、三浜地区の突堤工事に伴い1号離岸堤の補強に使用をした。2号離岸堤は漁協負担(実質地元の負担)ありでブロックを増やした。</p> <p>残る3号離岸堤は破損箇所やこれまでの設計のために低く波を防げずに船小屋や人家に波が到達して破壊をした。</p> <p>その度に、個人による波止や市によるトン袋の設置をして頂いているが、近年の気象状況から漁協(実質地元の負担)の負担をしない、2号や5号のようにブロックによる嵩上げが必要であるので検討をお願いしたい。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>竜宮浜漁港海岸(三浜地区)の海岸保全施設については、背後地の安全確保のため、本計画に整備箇所として位置付けています。</p> <p>現在、海岸保全施設の整備について、市と整備内容等の協議・調整を進めています。</p> <p>今後とも市と連携し、適切な海岸保全対策に努めていきます。</p> |

### 3. 関係機関事前協議の結果及び対応について①

#### ■関係機関意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑭  | <p><b>本文P. 39 放置艇対策の推進</b></p> <p>府内の河川等に放置艇が518件あることが問題となっている。これに対し、「京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画」ではロードマップ(目標)が示され、対策を行うこととされており、丹後沿岸では舞鶴地区から対策を行うことは理解できる。しかし、久美浜地域においても依然として放置艇が発生している。</p> <p>そのため、ロードマップに基づいて前倒しも含めた早期対策の具体的な対応策を、本丹後沿岸海岸保全基本計画にも記載していただく必要があるのではないか。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>プレジャーボートの放置艇対策については、「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」により検討したうえで、「京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画」を策定し、対策に取り組んでいます。</p> <p>このため、ロードマップの前倒し等も含めた早期対策については、当該協議会で議論されるべきものと考えています。</p> |

### 3. 関係機関事前協議の結果及び対応について②

#### ■関係機関意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ①⑥ | <p><b>本文P. 48 防護の目標を達成するための具体的施策（海岸保全施設の整備）</b></p> <p>舞鶴湾では近年、台風や異常潮位による高潮被害が頻発している。背後に低平な市街地を抱える本市では、従来の「道路嵩上げ」等の線的対策のみでは防護水準の確保が限界に達しており、景観や土地利用への制約も大きな課題となっている。</p> <p>このため、関係管理者が一体的に取り組む面的対策を最優先に検討し、一刻も早い整備着手を求める。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、近年の高潮被害の頻発や背後地の状況を踏まえると、高潮対策を効果的に推進するためには、線的防護だけでなく、関係機関が連携して面的対策や背後地の浸水対策、避難体制の整備などのソフト対策を検討することが重要であると考えています。</p> <p>一方で、本計画は地区海岸ごとの防護の考え方や水準を整理するものであり、具体的な対策手法（線的対策・面的対策）や整備の優先順位・実施時期等については、今後の個別事業の検討や関係機関との調整の中で、地域の実情を踏まえて適切に対応していきます。</p> |

### 3. 関係機関事前協議の結果及び対応について③

#### ■関係機関意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ①⑦ | <p><b>本文P.65 表2-3-1「海岸保全施設の整備に関する一覧表」</b></p> <p>今回、海岸の現況の天端高と計画天端高が示されたが、多くの海岸で計画天端高を満たさない状況で、中には2m以上不足が生じている海岸がある。</p> <p>具体的な数字が示されることにより、地域住民の不安が増し、対策への要望が高まることが予想される。地元自治体として、緊急対応や施設整備の必要性の有無や今後の対応方針などの解説を明記してほしい。</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>今回算出した計画天端高は、2100年時点の将来外力を踏まえた防護水準を示すものです。</p> <p>このため、現況天端高が計画天端高を下回っているからといって、直ちに対策が必要となるものではなく、過去の被災状況や背後地の利用状況等を踏まえ、順次減災に向けた取り組みを実施することが重要と考えております。</p> <p>なお、計画本文においては、誤解を招かないよう、今回算出した計画天端高が2100年時点の将来外力により算定されたものであることを注釈に追記しました。</p> |

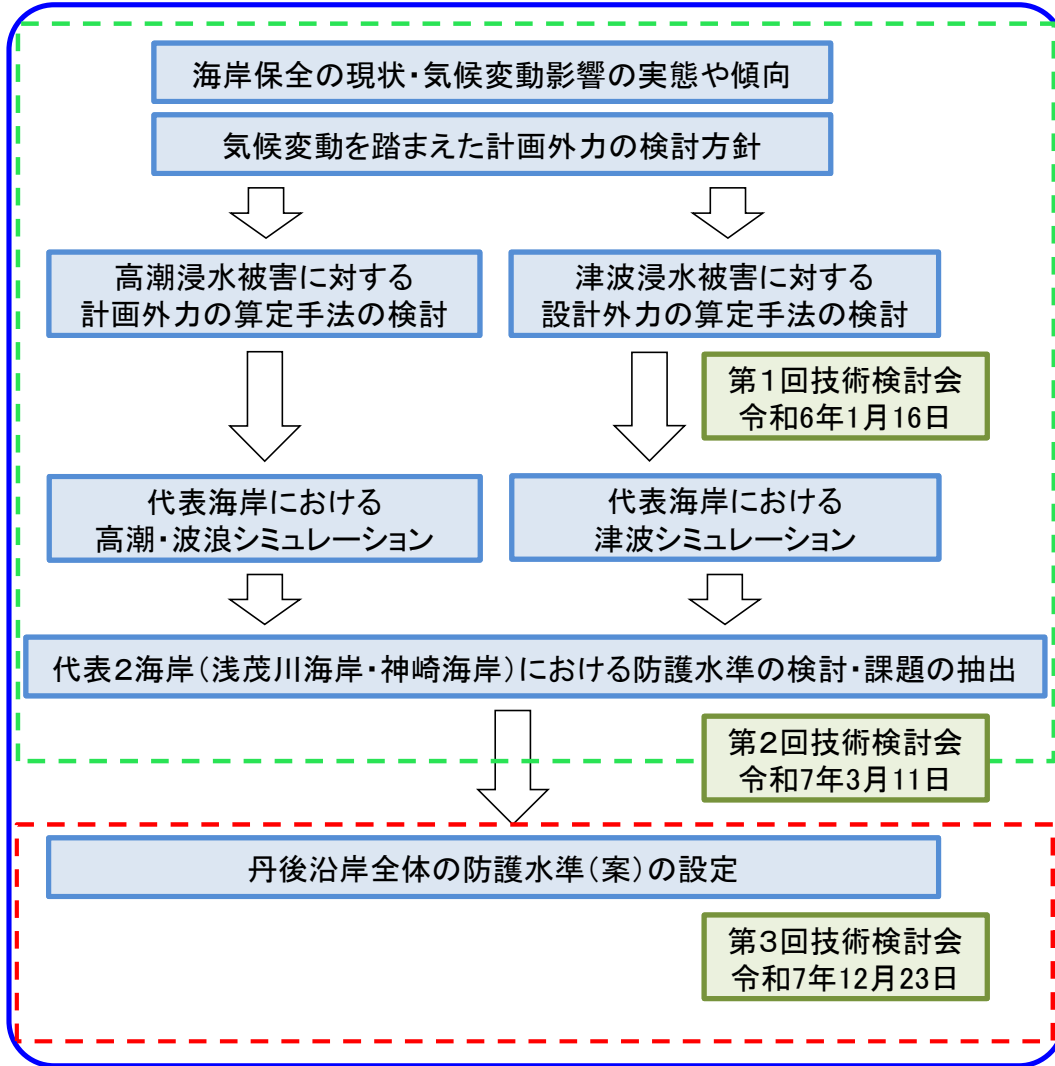
### 3. 関係機関事前協議の結果及び対応について④

#### ■関係機関意見

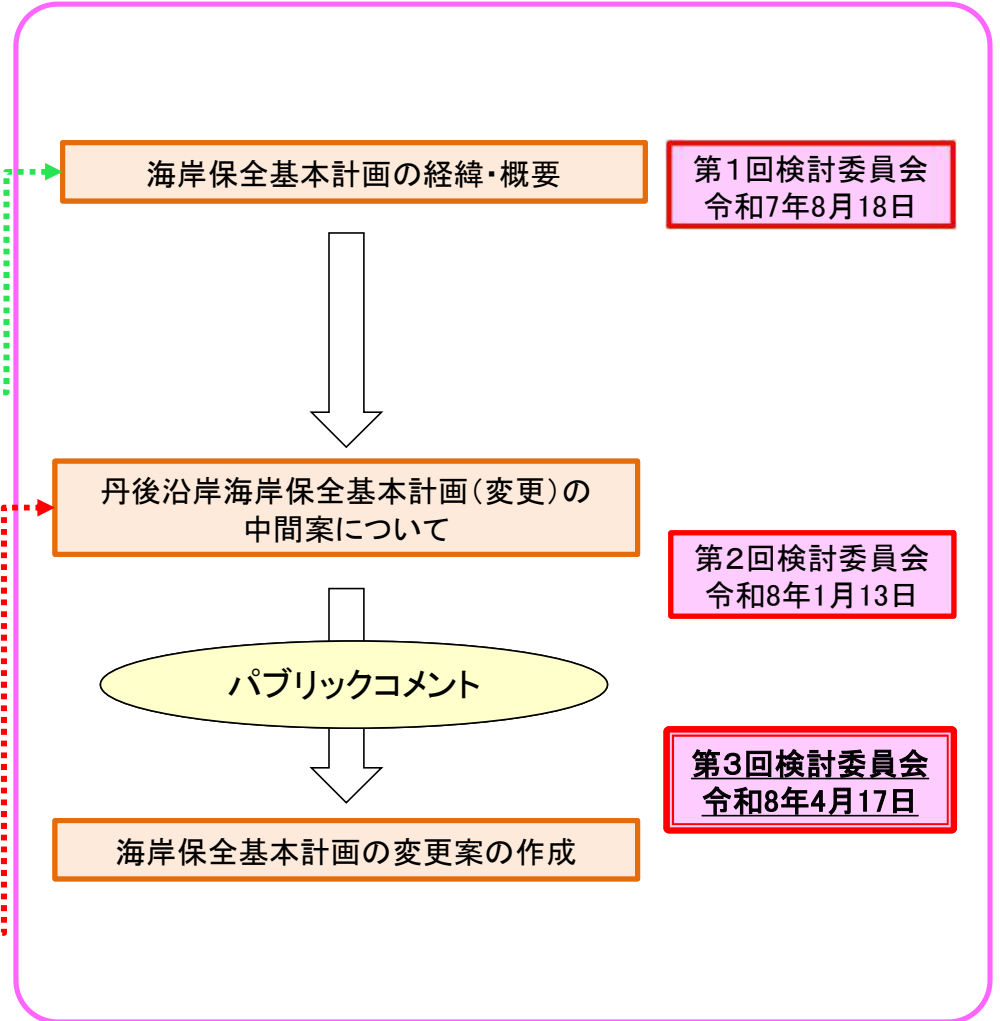
| 番号 | 意見   | 回答・対応方針  |
|----|--|--|
| ⑬  | <p><b>本文P.74 関係機関との調整・連携</b></p> <p>激甚化する高潮被害に対し、各管理者が個別に分断された対策を講じることには限界がある。</p> <p>計画に示された「関係機関との調整・連携」を実効性あるものにするため、府が主導し、舞鶴市を含む関係者が一堂に会して現状把握や面的整備を包括的に協議する「常設の検討の場」を一刻も早く設置してほしい。</p> <p>今後、国や府に対し要望活動を展開していきたいと考えている。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、高潮対策を効果的に推進するためには、海岸保全施設による防護に加え、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>このため、各海岸管理者の取り組みにとどまらず、関係行政機関、利用者、地元関係者等が相互に情報を共有しながら、整備方針等に関する協議・調整を継続的に実施することが有効と考えており、ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p> |

# 4. 海岸保全基本計画策定のスケジュール

## 技術検討会



## 検討委員会



海岸保全基本計画(変更) 公表



## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針  |
|----|--|--|
| ①  | <p><b>本文（はじめに）</b><br/>                     中間案では建制順となっているが、東から西に「舞鶴市、宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市」としてはどうか。</p>   | <p><b>記載内容の変更なし</b><br/>                     中間案のとおり、建制順のままとします。</p> |
| ②  | <p><b>本文P.16 海域の生物調査（藻場）</b><br/>                     藻場の調査年について、以下のとおり表現方法を修正してはどうか。<br/>                     中間案：平成30～令和2年度<br/>                     変更案：平成30年度から令和2年度</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     ご意見のとおり修正しました。</p>      |
| ③  | <p><b>本文P.19 地域の生活利用</b><br/>                     宮津から伊根の定期旅客航路の記載に、現在もオーバーツーリズム対策として宮津から伊根までの臨時旅客船が運航されていることを追記してはどうか。</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     ご意見のとおり修正しました。</p>      |
| ④  | <p><b>本文P.21 港湾の利用状況</b><br/>                     表1-1-5と図1-1-33の入港船舶数が、宮津港と久美浜港の数字が逆ではないか。</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     久美浜港の値を修正しました。</p>      |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑤  | <p><b>本文P.24 交通</b><br/>           図1-1-39「交通網図」について、以下のとおり修正した方がいいのではないか。<br/>           ①湖西線を追記<br/>           ②中間案：JR山陽電鉄<br/>           変更案：JR山陽本線</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p>                                     |
| ⑥  | <p><b>本文P.25 海岸の利用状況（観光）</b><br/>           舞鶴湾は、複雑に入り組んだりアス式海岸で夕日、雲海、雪景色など四季折々の風情があり、五老ヶ岳から見た景観は近畿百景一位に選ばれていることを追記してはどうか。</p>                             | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見を踏まえ、五老ヶ岳から見た舞鶴湾の景観は近畿百景一位に選ばれている旨を計画本文に記載しました。</p> |
| ⑦  | <p><b>本文P.28 海岸の利用状況（祭り・イベント）</b><br/>           神谷太刀宮秋祭の読み方について、以下のとおり修正した方がいいのではないか。<br/>           中間案：かみたにたちみやあき祭<br/>           変更案：かみたにたちのみやあき祭</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p>                                     |
| ⑧  | <p><b>本文P.29 海岸の利用状況（祭り・イベント）</b><br/>           神谷太刀宮秋祭の開催時期について、以下のとおり修正した方がいいのではないか。<br/>           中間案：10月上旬<br/>           変更案：10月第二土日</p>            | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p>                                     |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑨  | <p><b>本文P. 32 沿岸の災害</b><br/>                     舞鶴市では、令和7年8月にはT. P. +0. 90mを超える高潮が数日発生しており、道路、家屋、京都を代表する基幹産業である水産業等にも浸水被害が発生していることについて追記してほしい。<br/>                     また、当時の浸水被害状況の写真を追加してほしい。</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     ご意見を踏まえ、令和7年8月の高潮により、浸水被害が発生した旨を計画本文に記載するとともに、被災当時の写真へと差し替えを行いました。</p>  |
| ⑩  | <p><b>本文P. 39 海岸に関連する計画</b><br/>                     「丹後地域半島振興計画」を加えてはどうか。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     ご意見のとおり修正しました。</p>   |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針  |
|----|--|--|
| ⑪  | <p><b>本文P.42 防護すべき地域等</b><br/>                     一部地域では、高潮により32世帯でトイレが逆流し、使用不能になった被害が発生したことを踏まえ、以下を追加してはどうか。<br/>                     本計画では、高潮・高波や津波、海岸侵食等により、海岸背後地の人命（健康）や財産（家屋・営業）、ライフライン、環境（下水道）等に浸水被害が及ぶと予想される地域を「防護すべき地域」とする。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b><br/>                     ご意見いただいた内容について、全て人命や財産等に含まれると考えております。<br/>                     また、これらを計画上で細分化した内容を記載した場合、記載された事項のみが対象であると誤認され、対象範囲が限定的に受け取られるおそれがあることから、現行の記載のとおりとしました。</p> |
| ⑫  | <p><b>本文P.44 防護水準</b><br/>                     以下のとおり、表現を修正してはどうか。<br/>                     中間案：潮位・波浪・津浪<br/>                     変更案：高潮・波浪・津浪</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     ご意見を踏まえ、高潮・高波、津波に修正しました。</p>  |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑬  | <p><b>本文P. 44～45 防護水準</b></p> <p>舞鶴湾の平均潮位は1980年以降約20cmも上昇していると言われている。また、一般的に、平均気温が2℃上昇すると海面が25cm上昇すると予測されており、地球温暖化に伴う氷床の融解などにより、直近の10年間（2013年から2022）の海面上昇率は、その前の10年間の2倍以上となっているとも言われている。</p> <p>加えて、IPCCの報告によると、今世紀末までに最大1m以上の海面が上昇する可能性も報告されている。</p> <p>このため、待ったなしの対策が必要と考える。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>高潮対策を効果的に推進するためには、海岸保全施設による防護だけでなく、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>一方、本計画では、気候変動に関する現時点の最新の知見を踏まえ、IPCCの2℃上昇シナリオをもとに、2100年時点を想定して堤防高を設定しており、また「気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて適宜見直しを図る」旨を明記しており、将来的な海面上昇の進行や新たな知見にも柔軟に対応することとしています。</p> <p>国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言によると、気候変動の影響は、社会全体の課題であるため、海岸管理者だけでなく、関係市町や関連する施設管理者、背後地の地域住民等との連携が不可欠であると明記されていることから、関係市町と連携しながら、減災に向けた取り組みを実施していきます。</p> |

## ■府民意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針   |
|----|---|---|
| ⑭  | <p><b>本文P. 45 防護水準</b></p> <p>A-2 舞鶴湾ゾーンの計画高潮位はT. P. +1. 50mと示されているが、舞鶴の高潮対策として市街地の道路嵩上げはT. P. +0. 80mを基準値に整備されている。このことから高潮・高波に対する市民への理解を得るためのあらゆる角度からの努力と、今後のハード・ソフトの施策を年次毎に市民に早急に示すことが必要不可欠と考える。</p> <p>特に、ハード整備など長期間必要な事業などを考えると待ったなしの状況にあると考える。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、今後の海岸整備にあたっては、気候変動による高潮・高波等に対する浸水リスクを地域に理解していただき、海岸保全施設による防護に加え、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>今後は関係市町と連携し、関係住民に理解を得られるよう、周知に努めていくとともに、施策展開に関する地元住民への情報提供手法についても、検討していきます。</p> |
| ⑮  | <p><b>本文P. 50 自然浄化機能の保全</b></p> <p>阿蘇海環境づくり協働会議の設置について、以下のとおり、表現を変更してはどうか。</p> <p>中間案：…協働会議」<b>の設置を行った。</b></p> <p>変更案：…協働会議」<b>を設置した。</b></p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>ご意見のとおり修正しました。</p>   |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ①⑥ | <p><b>本文全体 文言の統一</b><br/>                     行なう・行う、他・ほか、出来る・できる、取組・取り組み・取組み、および・及び、基に・もとにを統一した方がいいと思う。</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>                     他県事例や読み易さの観点から、以下で統一しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①行なう・行う                      ②出来る・できる</li> <li>③取組・取り組み・取組み</li> <li>④および・及び                      ⑤基に・もとに</li> <li>⑥または・又は                      ⑦踏まえ・ふまえ</li> <li>⑧他・ほか                              ⑨等・など</li> </ul> <p>※ 文末の場合は「等」を使用</p> |
| ①⑦ | <p><b>本文全体 舞鶴港の表記</b><br/>                     「舞鶴港」を「京都舞鶴港」の方がいいと思う。</p>                                    | <p><b>記載内容の変更なし</b><br/>                     港湾計画との整合を図り、中間案のままとしました。</p>   |

## ■府民意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針   |
|----|--|---|
| ⑱  | <p><b>個別地区海岸における具体的なご要望</b></p> <p>京都府舞鶴市字三浜地区(竜宮浜漁港三浜地区)に設置して頂いている離岸堤は1号から5号まであり、5号は2度の災害によりブロックを増やして災害復旧をして頂いた。</p> <p>4号も2度の災害を受けながら現状維持で他の機会に合わせて強化をすると市から話を頂いていた。</p> <p>その後、三浜地区の突堤工事に伴い1号離岸堤の補強に使用をした。2号離岸堤は漁協負担(実質地元の負担)ありでブロックを増やした。</p> <p>残る3号離岸堤は破損箇所やこれまでの設計のために低く波を防げずに船小屋や人家に波が到達して破壊をした。</p> <p>その度に、個人による波止や市によるトン袋の設置をして頂いているが、近年の気象状況から漁協(実質地元の負担)の負担をしない、2号や5号のようにブロックによる嵩上げが必要であるので検討をお願いしたい。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>竜宮浜漁港海岸(三浜地区)の海岸保全施設については、背後地の安全確保のため、本計画に整備箇所として位置付けています。</p> <p>現在、海岸保全施設の整備について、市と整備内容等の協議・調整を進めています。</p> <p>今後とも市と連携し、適切な海岸保全対策に努めていきます。</p> |

# 《参考》関係機関事前協議の結果等について（詳細）

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針  |
|----|---|--|
| ①  | <p><b>本文P.1 沿岸の現況（地形）</b><br/> リアス式海岸と記載しているが、近年では“式”を外したリアス海岸が主流となっており、リアス海岸に修正するべきではないか。</p>                        | <p><b>記載内容の変更なし</b><br/> リアス海岸は略称のような位置づけで、正式名称が「リアス式海岸」のため、原案のままとします。</p> |
| ②  | <p><b>本文P.1 沿岸の現況（地形）</b><br/> 図1-1-1「丹後沿岸」の宮津湾及び栗田湾を示す（赤丸）がズレているためではないか。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/> 図を修正しました。</p>                                     |
| ③  | <p><b>本文P.9 水質</b><br/> 図1-1-14「環境基準測定地点」江尻地先を示す（赤丸）がズレているのではないか。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/> 図を修正しました。</p>                                     |
| ④  | <p><b>本文P.25 海岸の利用状況（観光）</b><br/> 赤レンガについて、表現を以下のとおり修正していただきたい。<br/> 中間案：赤レンガ構造物群、赤レンガ倉庫<br/> 変更案：赤れんが構造物群、赤れんが倉庫</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/> ご意見のとおり修正しました。</p>                                |
| ⑤  | <p><b>本文P.25 海岸の利用状況（観光）</b><br/> 図1-1-41「観光スポット 位置図」の天橋立を示す（赤丸）がズレているのではないか。</p>                                     | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/> 図を修正しました。</p>                                     |

# 《参考》関係機関事前協議の結果等について（詳細）

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針   |
|----|---|---|
| ⑥  | <p><b>本文P. 26 海岸の利用状況（海水浴状況）</b><br/>           図1-1-42「主な海水浴場」について、以下のとおり、記載内容を修正していただきたい。<br/>           中間案：浜詰海水浴場<br/>           変更案：浜詰<b>夕日ヶ浦</b>海水浴場</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑦  | <p><b>本文P. 26 海岸の利用状況（海水浴状況）</b><br/>           図1-1-42「主な海水浴場」について、以下のとおり、記載内容を修正していただきたい。<br/>           中間案：琴<b>弾</b>浜掛津海水浴場<br/>                     琴<b>弾</b>浜遊海水浴場<br/>           変更案：琴<b>引</b>浜掛津海水浴場<br/>                     琴<b>引</b>浜遊海水浴場</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑧  | <p><b>本文P. 27 海岸の利用状況（漁場）</b><br/>           図1-1-45「宮津市海洋釣り場」について、宮津市海洋釣り場は、現在休場中であり、再開の目途が示されていないため、削除していただきたい。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑨  | <p><b>本文P. 28 海岸の利用状況（祭り・イベント）</b><br/>           老人嶋神社（雄島まいり）（舞鶴市大嶋）、吉原の太刀振（舞鶴市吉原）、吉原の万灯笼（舞鶴市吉原）を全て（舞鶴市）に修正していただきたい。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |

# 《参考》関係機関事前協議の結果等について（詳細）

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針   |
|----|---|---|
| ⑩  | <p><b>本文P. 28 海岸の利用状況（祭り・イベント）</b><br/>           赤れんがフェスタ in 舞鶴について、現在はこの名称のイベントを開催していないため、削除していただきたい。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑪  | <p><b>本文P. 30 地場特産品</b><br/>           図1-1-51「市町の地場特産(特産品)」について、現在は舞鶴市でちくわを作っていないため、ちくわを削除していただきたい。</p>  | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑫  | <p><b>本文P. 35 海岸保全施設の現況と老朽化</b><br/>           表記年次について、以下のとおり、修正してはどうか。<br/>           中間案：平成48年<br/>           変更案：令和18年</p>                              | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |
| ⑬  | <p><b>本文P. 39 海岸の利用の現況</b><br/>           京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画について、以下のとおり、策定年次の修正していただきたい。<br/>           中間案：(平成28年2月)<br/>           変更案：(令和6年3月改訂)</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b><br/>           ご意見のとおり修正しました。</p> |

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針  |
|----|--|--|
| ⑭  | <p><b>本文P. 39 放置艇対策の推進</b></p> <p>府内の河川等に放置艇が518件あることが問題となっている。これに対し、「京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画」ではロードマップ(目標)が示され、対策を行うこととされており、丹後沿岸では舞鶴地区から対策を行うことは理解できる。しかし、久美浜地域においても依然として放置艇が発生している。</p> <p>そのため、ロードマップに基づいて前倒しも含めた早期対策の具体的な対応策を、本丹後沿岸海岸保全基本計画にも記載していただく必要があるのではないか。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>プレジャーボートの放置艇対策については、「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」により検討したうえで、「京都府プレジャーボート適正管理等地域推進計画」を策定し、対策に取り組んでいます。</p> <p>このため、ロードマップの前倒し等も含めた早期対策については、当該協議会で議論されるべきものであると考えています。</p> |
| ⑮  | <p><b>本文P. 44 防護水準</b></p> <p>年次表記について、以下のとおり、修正してはどうか。</p> <p>中間案：2100時点<br/>                 変更案：2100年時点</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>ご意見のとおり修正しました。</p>  |

## ■ 関係機関意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針   |
|----|---|---|
| ⑬  | <p><b>本文P.48 防護の目標を達成するための具体的施策（海岸保全施設の整備）</b></p> <p>舞鶴湾では近年、台風や異常潮位による高潮被害が頻発している。背後に低平な市街地を抱える本市では、従来の「道路嵩上げ」等の線的対策のみでは防護水準の確保が限界に達しており、景観や土地利用への制約も大きな課題となっている。</p> <p>このため、関係管理者が一体的に取り組む面的対策を最優先に検討し、一刻も早い整備着手を求める。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、近年の高潮被害の頻発や背後地の状況を踏まえると、高潮対策を効果的に推進するためには、線的防護だけでなく、関係機関が連携して面的対策や背後地の浸水対策、避難体制の整備などのソフト対策を検討することが重要であると考えています。</p> <p>一方で、本計画は地区海岸ごとの防護の考え方や水準を整理するものであり、具体的な対策手法（線的対策・面的対策）や整備の優先順位・実施時期等については、今後の個別事業の検討や関係機関との調整の中で、地域の実情を踏まえて適切に対応していきます。</p> |

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見  | 回答・対応方針   |
|----|---|---|
| ⑰  | <p><b>本文P. 65 表2-3-1「海岸保全施設の整備に関する一覧表」</b></p> <p>今回、海岸の現況の天端高と計画天端高が示されたが、多くの海岸で計画天端高を満たさない状況で、中には2m以上不足が生じている海岸がある。</p> <p>具体的な数字が示されることにより、地域住民の不安が増し、対策への要望が高まることが予想される。地元自治体として、緊急対応や施設整備の必要性の有無や今後の対応方針などの解説を明記してほしい。</p> | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>今回算出した計画天端高は、2100年時点の将来外力を踏まえた防護水準を示すものです。</p> <p>このため、現況天端高が計画天端高を下回っているからといって、直ちに対策が必要となるものではなく、過去の被災状況や背後地の利用状況等を踏まえ、順次減災に向けた取り組みを実施することが重要と考えております。</p> <p>なお、計画本文においては、誤解を招かないよう、今回算出した計画天端高が2100年時点の将来外力により算定されたものであることを注釈に追記しました。</p> |
| ⑱  | <p><b>本文P. 68 基本計画図(3)</b></p> <p>栗田漁港海岸の施設の表示がズレているのではないか。</p>   | <p><b>記載内容の変更あり</b></p> <p>図を修正しました。</p>  |

# 《参考》関係機関事前協議の結果等について（詳細）

## ■関係機関意見

| 番号 | 意見   | 回答・対応方針  |
|----|--|--|
| ⑬  | <p><b>本文P.74 関係機関との調整・連携</b></p> <p>激甚化する高潮被害に対し、各管理者が個別に分断された対策を講じることには限界があります。計画に示された「関係機関との調整・連携」を実効性あるものにするため、府が主導し、舞鶴市を含む関係者が一堂に会して現状把握や面的整備を包括的に協議する「常設の検討の場」を一刻も早く設置してほしい。</p> <p>今後、国や府に対し要望活動を展開していきたいと考えている。</p> | <p><b>記載内容の変更なし</b></p> <p>ご指摘のとおり、高潮対策を効果的に推進するためには、海岸保全施設による防護に加え、背後地の浸水対策や避難体制の整備などのソフト対策を組み合わせた総合的な取り組みが重要と認識しています。</p> <p>このため、各海岸管理者の取り組みにとどまらず、関係行政機関、利用者、地元関係者等が相互に情報を共有しながら、整備方針等に関する協議・調整を継続的に実施することが有効と考えており、ご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p> |